



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年1月24日金曜日 第1425号

◇ 目次 ◇

字の名称の変更（津島町）.....43

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....43

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....44

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....45

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....46

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....46

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....46

医師の指定.....46

指定医師の所在地の変更.....47

指定医師の辞退の届出.....47

指定居宅サービス事業者の指定.....48

指定居宅介護支援事業者の指定.....48

指定居宅サービス事業の廃止.....48

指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....49

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....49

大規模小売店舗の廃止の届出.....50

地籍調査の成果の認証.....50

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....50

県営土地改良事業の工事の完了.....50

同意の成立（漁獲共済）.....50

公有水面埋立免許の出願（2件）.....51

道路の区域決定（県道今治大三島自転車道線）.....53

道路の供用開始（一般国道317号外）.....53

道路の区域変更（県道桜井山路線）.....53

道路の供用開始（"）.....53

道路の区域変更（県道中島環状線）.....54

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....54

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....54

道路の供用開始（"）.....54

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....55

道路の供用開始（"）.....55

道路の区域変更（一般国道378号）.....55

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（3件）.....55

開発行為に関する工事の完了.....56

道路の位置の指定（2件）.....56

任免辞令

大野武信.....56

告示

○愛媛県告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津島町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

変更前	変更後
鼠鳴	鼠鳴

○愛媛県告示第114号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場
西条市船屋字新地乙145番地1
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第62号 口電解施設	
特定施設の能力	360リットル×10基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後10ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0 最大 0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	全窒素（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 250

全りん(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30 最大 40

備考 汚水等は、全量再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成13年11月30日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理
処 理 施 設 の 型 式	中和沈殿方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート+FRP製、ステンレス製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 29メートル 横 39メートル 高さ 13メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,000立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和+酸化+凝集沈殿+中和
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.5~3.0 最大 0.5~3.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 300	通常 10.5 最大 15.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 400	通常 10 最大 25
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 60	通常 10 最大 60
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 1 最大 3
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,340 最大 2,000	通常 1,340 最大 2,000

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港2号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 3.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 10
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 145,000 最大 188,600

(2) 内港3号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 4.1
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 10
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 2
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 284,700 最大 359,370

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第115号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場
西条市船屋字新地乙 145 番地 1
- 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ及び口並びに第62号口、ホ及びへ

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理方法等の変更

5 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150.0 最大 300.0	通常 10.2 最大 14.1	通常 150.0 最大 300.0	通常 10.5 最大 15.2
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,200 最大 2,000	通常 1,200 最大 2,000	通常 1,340 最大 2,000	通常 1,340 最大 2,000

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港2号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.5 最大 3.0	通常 2.5 最大 3.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50	通常 10 最大 50

	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.5 最大 10	通常 2.5 最大 10
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 2.0	通常 0.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 170,800 最大 222,040	通常 145,000 最大 188,600

(2) 内港3号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.6 最大 4.2	通常 2.2 最大 4.1
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50	通常 10 最大 50
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.5 最大 10	通常 2.5 最大 10
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 2.0	通常 0.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 288,900 最大 366,000	通常 284,700 最大 359,370

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 ひらた耳鼻咽喉科	新居浜市中村松木一丁目12番6号	ひらた耳鼻咽喉科	新居浜市中村松木一丁目12番6号	平成14.12.1
有限会社 ケアサポートはな	今治市立花町三丁目5番10号	ケアサポートはな	今治市立花町三丁目5番10号	平成15.1.1
谷本勝司	大洲市新谷乙1732-1	たにもと薬局	大洲市徳森1990-1	平成14.11.1
株式会社 シルバーケアサービス	今治市八町西四丁目1-12	グループホームひまわり	今治市八町西四丁目1-14	平成14.12.16
有限会社 カナダイメディカル	越智郡大三島町大字宮浦5714番地の3	今治けんこう薬局	今治市常盤町五丁目3番39号	平成14.11.1
医療法人 朝倉診療所	越智郡朝倉村朝倉北甲302番地	朝倉内科循環器科クリニック	越智郡朝倉村朝倉下甲452-1	平成14.11.1

○愛媛県告示第 117 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 友松外科・胃腸科	宇和島市鶴島町 6 番27号	友愛	宇和島市鶴島町 6 番27号	平成14. 10. 23

○愛媛県告示第 118 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社 八幡浜看護婦家政婦紹介所	八幡浜市大平 1 - 782 - 20	(変更後) えひめヘルパー八幡浜	八幡浜市大平 1 - 782 - 20	平成14. 11. 1
		(変更前) えひめヘルパー派遣センター		

○愛媛県告示第 119 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 悠遊社	松山市余戸南二丁目24 - 38	株式会社 悠遊社 大洲事業所	(変更後) 大洲市若宮467番地11	平成14. 11. 1
			(変更前) 大洲市新谷町17番地第 1	

○愛媛県告示第 120 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 悠遊社	松山市余戸南二丁目24 - 38	株式会社 悠遊社 大洲事業所	(変更後) 大洲市若宮467番地11	平成14. 11. 1
			(変更前) 大洲市新谷町17番地第 1	

○愛媛県告示第 121 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	公立周桑病院	植 田 聖 也	東予市壬生川131	平成15年1月6日
じん臓・小腸機能障害	"	住友別子病院	大 西 泰 裕	新居浜市王子町3 - 1	"
肢体不自由・呼吸器・小腸機能障害	"	伊 予 病 院	山 本 博 士	伊予市八倉906 - 5	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	"	井戸内科・消化器科	井 戸 英 司	今治市蔵敷町一丁目15 - 6	"

○愛媛県告示第122号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
藤 田 十 佐	市立大洲病院	大洲市西大洲ヤスパ甲570	藤 田 整 形 外 科	宇和島市鶴島町3 - 8	平成13年10月10日
平 野 拓 志	公立学校共済組合四国中央病院	川之江市川之江町2233	愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町1684 - 2	平成14年10月1日
福 西 昭 人	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	ふ く 整 形 外 科	宇摩郡土居町中村1245	平成14年9月1日
佐 藤 英 光	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	さとう耳鼻咽喉科クリニック	温泉郡重信町大字志津川甲1560 - 1	平成14年12月16日
吉 田 幸 生	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5 - 5	国立療養所南愛媛病院	北宇和郡広見町永野市1607	平成13年4月1日

○愛媛県告示第123号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	精神科神経科	愛媛大学医学部附属病院	佐 野 輝	温泉郡重信町大字志津川	平成14年9月1日
聴覚・平衡・音声又は言語、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	"	丸 山 純	"	平成14年9月30日
肢 体 不 自 由	整形外科	愛媛県立伊予三島病院	清 水 秀 樹	伊予三島市中之庄町1684 - 2	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	"	森 本 尚 孝	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小 児 科	愛媛労災病院	野 見 紅 実子	新居浜市南小松原町13 - 27	平成14年10月8日
"	内 科	"	加 藤 吉 晴	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	外 科	国民健康保険久万町立病院	川井田 眞 一	上浮穴郡久万町大字久万町65	平成14年12月11日

○愛媛県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870102849	株式会社 ケアセンターとかじ	愛媛県松山市味酒町一丁目9番地15	訪問介護	ヘルパーステーションとかじ	愛媛県松山市味酒町一丁目9番地15	平成14年12月1日
3870102930	有限会社 松山電機器具	愛媛県松山市祇園町6番28号	福祉用具貸与	有限会社 松山電機器具	愛媛県松山市祇園町6番28号	平成14年12月6日
3870102948	医療法人椿クリニック	愛媛県松山市市坪南一丁目5-26	痴呆対応型共同生活介護	グループホームつばきの里	愛媛県松山市古川北一丁目25番24号	平成14年12月6日
3870102955	医療法人松岡整形外科	愛媛県松山市太山寺町912番地21	痴呆対応型共同生活介護	グループホームたいさんじ	愛媛県松山市太山寺町950-7	平成14年12月10日
3870102963	有限会社 ハートケア結	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	訪問介護	ハートケア結 訪問介護事業所	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	平成14年12月17日
3870102989	有限会社 ひまわり	愛媛県松山市北斎院町888番地6	訪問介護	ひまわりヘルパーステーション	愛媛県松山市北斎院町888番地6	平成14年12月17日
3870102997	医療法人岡本医院	愛媛県松山市住吉二丁目2番5号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームみつはま	愛媛県松山市住吉二丁目2番21号	平成14年12月26日
3870103003	有限会社瀬戸内メディカル	愛媛県松山市堀江町甲844番地6	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム クレセント堀江	愛媛県松山市堀江町甲844番地6	平成14年12月27日
3870200569	株式会社 トーカイ	香川県高松市鶴市町20番地3	福祉用具貸与	株式会社 トーカイ 今治出張所	愛媛県今治市桜井二丁目甲1582-1	平成14年12月13日
3870200619	有限会社 唐子浜介護センター	愛媛県今治市東村三丁目1番38号	訪問介護	有限会社 唐子浜介護センター	愛媛県今治市東村三丁目1番38号	平成14年12月17日
3870500968	株式会社 トーカイ	香川県高松市鶴市町20番地3	福祉用具貸与	株式会社 トーカイ 新居浜営業所	愛媛県新居浜市上泉町11番40号	平成14年12月2日

○愛媛県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870102856	株式会社 ケアセンターとかじ	愛媛県松山市味酒町一丁目9番地15	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所とかじ	愛媛県松山市味酒町一丁目9番地15	平成14年12月1日
3870102971	有限会社 ハートケア結	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	居宅介護支援事業	ハートケア結 居宅介護支援事業所	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	平成14年12月17日

○愛媛県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810128904	医療法人社団 竹安整形外科	愛媛県松山市衣山1-255-3	短期入所療養介護	竹安整形外科	愛媛県松山市衣山1-255-3	平成14年12月1日
3870100751	医療法人社団 戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町1-4-12	訪問介護	戸梶内科医院指定訪問介護事業所	愛媛県松山市味酒町1-4-12	平成14年12月1日
3870500737	有限会社東城双葉電業社	愛媛県新居浜市喜光地町1丁目1番11号	福祉用具貸与	有限会社東城双葉電業社	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目1番11号	平成14年12月31日

○愛媛県告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。
平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810128904	医療法人社団 竹安整形外科	愛媛県松山市衣山1-255-3	介護療養型医療施設	竹安整形外科	愛媛県松山市衣山1-255-3	平成14年12月1日

○愛媛県告示第128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
サニーマート松山久米店	松山市北久米町698番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社サニーマート	株式会社サニーマート、株式会社サニーフーズ、有限会社あほんりー	平成14年12月7日	平成14年12月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第129号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年1月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出日
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	駐車場の自動車の出入口1箇所の位置	店舗敷地南東部分	店舗敷地南東部分（西側に移設）	平成15年1月15日	平成14年12月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 130 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
ディック東予店・老番館	東予市北条1658番地3号外	平成14年11月28日

○愛媛県告示第 131 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
宇和島市	大字坂下津の一部	平成14年度	宇和島市の地籍図及び地籍簿
新宮村	大字馬立の一部	平成13年度から平成14年度まで	新宮村の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成15年 1月24日

○愛媛県告示第 132 号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村台ノ下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村台ノ下地区）計画書の写し
- (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月27日から 2月24日まで

3 縦覧場所

玉川町役場

○愛媛県告示第 133 号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村元重地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村元重地区）計画書の写し
- (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月27日から 2月24日まで

3 縦覧場所

玉川町役場

○愛媛県告示第 134 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	沢渡地区	平成14年12月 1日
ため池等整備事業	赤蔵ヶ池地区	平成14年11月18日
ほ場整備事業	参川地区	平成12年12月20日

○愛媛県告示第 135 号

次の区域及び区分の特定第 2 号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第 158 号）第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
深浦区域（深浦漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによってかつおをとることを目的とする漁業

○愛媛県告示第 136 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び津島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲 471 番地

代表者 町長 曾根 貞義

北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 から同 459 番 3 までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 13 点までを順次直線で結んだ線並びに 13 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 地内の赤碓物揚場に設置された金属錐）は、北緯 33 度 4 分 6 秒、東経 132 度 24 分 48 秒の地点

1 点は、基点から真北 246 度 11 分 18 秒 67.79 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 186 度 15 分 49 秒 0.66 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 276 度 13 分 19 秒 3.10 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 186 度 13 分 17 秒 52.35 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 96 度 16 分 50 秒 1.27 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 178 度 3 分 10 秒 0.50 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 259 度 56 分 42 秒 1.27 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 169 度 56 分 3 秒 39.02 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 79 度 53 分 36 秒 2.25 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 151 度 50 分 48 秒 0.50 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 224 度 25 分 30 秒 2.25 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 134 度 23 分 20 秒 47.01 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 224 度 22 分 4 秒 1.41 メートル

の地点

ウ 面積

1,081.72 平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 から同 459 番 3 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 37 点までを順次直線で結んだ線及び 37 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町須下字水ヶ浦 702 番 8 地内の赤碓物揚場に設置された金属錐）は、北緯 33 度 4 分 6 秒、東経 132 度 24 分 48 秒の地点

1 点は、基点から真北 246 度 11 分 18 秒 67.79 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 24 度 9 分 48 秒 27.01 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 87 度 12 分 1 秒 8.46 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 88 度 21 分 9 秒 5.43 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 87 度 8 分 55 秒 34.56 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 87 度 6 分 28 秒 12.03 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 57 度 48 分 18 秒 102.00 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 154 度 29 分 23 秒 210.00 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 239 度 15 分 10 秒 106.00 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 272 度 36 分 19 秒 108.00 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 325 度 34 分 6 秒 12.71 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 330 度 1 分 41 秒 10.39 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 330 度 7 分 33 秒 11.43 メートルの地点

14 点は、13 点から真北 307 度 48 分 17 秒 1.79 メートルの地点

15 点は、14 点から真北 285 度 0 分 41 秒 3.51 メートルの地点

16 点は、15 点から真北 266 度 16 分 22 秒 4.12 メートルの地点

17 点は、16 点から真北 306 度 7 分 29 秒 1.43 メートルの地点

18 点は、17 点から真北 302 度 31 分 36 秒 10.22 メートルの地点

19 点は、18 点から真北 307 度 16 分 0 秒 10.08 メートルの地点

20 点は、19 点から真北 322 度 55 分 22 秒 10.11 メートルの地点

21点は、20点から真北 325 度54分11秒8 .17メートルの地点

22点は、21点から真北 331 度54分23秒6 .37メートルの地点

23点は、22点から真北 334 度31分25秒2 .07メートルの地点

24点は、23点から真北 343 度22分51秒 10 .07メートルの地点

25点は、24点から真北 347 度 4分17秒 10 .01メートルの地点

26点は、25点から真北 354 度47分32秒 10 .04メートルの地点

27点は、26点から真北 0 度27分31秒7 .12メートルの地点

28点は、27点から真北 5 度48分27秒2 .95メートルの地点

29点は、28点から真北 5 度15分37秒3 .00メートルの地点

30点は、29点から真北 6 度47分35秒 10 .00メートルの地点

31点は、30点から真北 5 度32分14秒 10 .00メートルの地点

32点は、31点から真北 7 度29分 4 秒 10 .00メートルの地点

33点は、32点から真北 4 度30分 2 秒 10 .00メートルの地点

34点は、33点から真北 7 度43分30秒 10 .20メートルの地点

35点は、34点から真北 355 度 2分24秒2 .01メートルの地点

36点は、35点から真北 108 度 4分35秒7 .13メートルの地点

37点は、36点から真北90度12分25秒1 .11メートルの地点

ウ 面積

42 .407 .44平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 1 .070平方メートル

水路用地 約 10平方メートル

4 出願年月日

平成15年 1月14日

○愛媛県告示第 137 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び西海町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地 1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡西海町中泊 771 番 2 地先の公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線、7点と8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L . + 2 .10メートル）における公有水面と陸地との境界線並びに8点と1点を結ぶ平成14年 6月28日付け愛媛県告示第1246号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（C . D . L . + 2 .10メートルより決定）により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町中泊 771 番 2 地先の町道中泊赤崎鼻線の道路端に設置された金属鈎）は、北緯32度56分20秒、東経 132 度29分00秒の地点

1 点は、基点から真北 309 度08分24秒 36 .37メートルの地点

2 点は、1点から真北31度25分12秒 26 .30メートルの地点

3 点は、2点から真北 121 度25分48秒1 .00メートルの地点

4 点は、3点から真北31度25分12秒3 .40メートルの地点

5 点は、4点から真北 301 度25分48秒1 .00メートルの地点

6 点は、5点から真北31度25分12秒 23 .64メートルの地点

7 点は、6点から真北 121 度25分48秒 22 .51メートルの地点

8 点は、7点から真北 201 度35分05秒 54 .11メートルの地点

ウ 面積

1 .552 .93平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡西海町中泊 770 番 1 から同 936 番に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からE点までを順次直線で結んだ線及びE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町中泊 771 番 2 地先の町道中泊赤崎鼻線の道路端に設置された金属鈎）は、北緯32度56分20秒、東経 132 度29分00秒の地点

A 点は、基点から真北 233 度33分36秒5 .48メートルの地点

B 点は、A点から真北 301 度22分48秒 73 .99メートルの地点

C 点は、B点から真北31度25分12秒103 .38メートルの地点

D点は、C点から真北 121 度25分48秒 62.97 メートルの地点
E点は、D点から真北 203 度32分24秒 72.09 メートルの地点
ウ 面積

7,194.80平方メートル
3 埋立地の用途
漁港施設用地
4 出願年月日
平成15年 1月 6日

○愛媛県告示第 138 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治大三島自転車道線	越智郡上浦町大字瀬戸4585番 1 から 同大字4499番 2 まで	メートル 3.6~19.0	キロメートル 0.930	

○愛媛県告示第 139 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	越智郡上浦町大字瀬戸4584番 1 地先から 同大字4499番 4 まで	平成15年 1月24日
県 道	今治大三島自転車道線	越智郡上浦町大字瀬戸4585番 1 から 同大字4499番 2 まで	〃

○愛媛県告示第 140 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市郷六ヶ内町二丁目368番 1 から 同市郷本町二丁目356番 4 地先まで	旧	メートル 6.4~ 8.0	キロメートル 0.133	
			新	12.0~13.6	0.133	

○愛媛県告示第 141 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市郷六ヶ内町二丁目368番 1 から 同市郷本町二丁目356番 4 地先まで	平成15年 1月24日

○愛媛県告示第 142 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中島環状線	温泉郡中島町大字宇和間甲1371番 1	旧	メートル 4.5～ 8.0	キロメートル 0.071	
			新	8.3	0.071	

○愛媛県告示第 143 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海乙412番 1 から 同大字乙400番 1 まで	旧	メートル 5.0～27.0	キロメートル 0.226	
			新	21.4～74.0	0.214	
"	"	喜多郡五十崎町大字只海乙400番 1 から 同大字乙400番 2 まで	旧	4.2～29.8	0.233	
			新	4.2～33.0 41.0～76.5	0.233 0.103	
"	"	喜多郡五十崎町大字只海乙400番 2 から 同大字乙395番 1 まで	旧	15.0～26.5	0.103	
			新	17.0～46.0	0.099	
"	"	喜多郡五十崎町大字只海乙395番 1 から 同大字乙385番 1 まで	旧	5.5～22.0	0.160	
			新	5.5～22.0 13.0～38.2	0.160 0.096	
"	"	喜多郡五十崎町大字只海乙385番 1 から 同大字甲898番 3 まで	旧	4.0～20.6	0.352	
			新	10.8～51.0	0.332	

○愛媛県告示第 144 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平1207番地先から 同大字1201番 1 地先まで	旧	メートル 5.0～ 8.1	キロメートル 0.056	
			新	7.4～16.2	0.056	

○愛媛県告示第 145 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平1207番地先から 同大字1201番 1 地先まで	平成15年 1月24日

○愛媛県告示第 146 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋276番地先から 同大字211番地先まで	旧	メートル 5 2～18.1	キロメートル 0.168	
			新	10.6～54.2	0.168	

○愛媛県告示第 147 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋276番地先から 同大字211番地先まで	平成15年 1月24日

○愛媛県告示第 148 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	北宇和郡吉田町大字深浦字ウラノラク 3 番耕地171番 から 同字 3 番耕地13番 2 まで	旧	メートル 9.5～24.0 4.5～5.8	キロメートル 0.161 0.189	
			新	9.5～24.0	0.161	

○愛媛県告示第 149 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、東予広域都市計画公園 2・2・31駅前 1号公園、2・2・32駅前 2号公園、2・2・33駅前 3号公園及び2・2・34駅前 4号公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 150 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、今治広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 151 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、今治広域都市

計画道路7・6・3榎橋日高線の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
松局伊土検（開）第53号 平成15年 1月 7日	伊予郡松前町大字北黒田字帰帆985番 1	松山市今在家三丁目 2番30号 岡 花 良 一
松局建（開）第23号 平成15年 1月 8日	温泉郡重信町大字北野田字平松409番 2	温泉郡重信町大字北野田408番地 1 藤 岡 玲 路
松局伊土検（開）第54号 平成15年 1月 9日	伊予市下三谷字東谷754番 5 及び765番 3	松山市北久米町107番地 1 ホワイトマンション202号 篠 崎 修 二
西局丹土（開）第25号 平成15年 1月10日	周桑郡丹原町大字久妙寺甲32番 3	周桑郡丹原町大字久妙寺甲159番地 大 森 晋 也 大 森 和 子
西局丹土（開）第26号 平成15年 1月14日	周桑郡丹原町大字長野936番 7	東予市三津屋南 2番15 塩 出 繁

○愛媛県告示第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
川之江市妻鳥町字塚田2069番 4、2068番 3、2067番 3 及び2066番 6
- 申請人の住所氏名
川之江市妻鳥町 976 - 1番地
匠建築設計室不動産部
薦田 勲
- 図面省略

○愛媛県告示第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 1月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
東宇和郡宇和町大字小野田 369番、369番地先里道、371番、371番地先里道、372番 1、372番 1地先里道、373番及び373番地先里道
- 申請人の住所氏名
東宇和郡宇和町大字瀬戸 410番地
有限会社宇和総合不動産
代表取締役 土岐 和樽

3 図面省略

任 免 辞 令

○任免辞令

12月27日

愛媛県技術吏員 大 野 武 信

死亡